

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和8年4月17日
磯子警察署 生活安全課

暫定値		令和8年3月末現在																		
町名	刑法犯 認知件数	全 刑 法 犯	凶 悪 犯	粗 暴 犯	特 殊 詐 欺	オ レ オ レ 詐 欺	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 詐 欺 盗	窃 盗 犯	空 き 巢	ひ つ た く り	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	車 上 ね ら い	部 品 ね ら い	万 引 き	そ の 他	知 能 犯	ロ マ ン ス 詐 欺	そ の 他	そ の 他
区内全域	令和8年	192	1	20	7	7		133	5		6	44	3	5	33	37	12	8	4	19
	令和7年	167	3	10	16	13	3	106	4		4	36	1	7	21	33	10	1	9	22
	増減	25	-2	10	-9	-6	-3	27	1		2	8	2	-2	12	4	2	7	-5	-3
磯子	令和8年	23		3				16				5		2	5	4	3	3		1
	令和7年	24	2		2	2		12			5			3	3	1	3		3	5
	増減	-1		3	-2	-2		4						-1	2	3		3	-3	-4
磯子台	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
鳳町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和8年	22		1	2	2		17			1	4		2	3	7	2	2		
	令和7年	16		1	4	4		11				3	1	1	2	4				
	増減	6			-2	-2		6			1	1	-1	1	1	3	2	2		
上町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
上中里町	令和8年	2						1								1				1
	令和7年	3						1			1									2
	増減	-1									-1					1				-1
栗木	令和8年	4		1				2								2				1
	令和7年	2			2	1	1													
	増減	2		1	-2	-1	-1	2								2				1
坂下町	令和8年	1						1				1								
	令和7年	1			1	1														
	増減	0			-1	-1		1				1								
汐見台	令和8年	2						1				1								1
	令和7年	3			1	1		2						1		1				
	増減	-1			-1	-1		-1				1		-1		-1				1
下町	令和8年	0																		
	令和7年	1						1				1								
	増減	-1						-1				-1								
新磯子町	令和8年	2		2																
	令和7年	1						1								1				
	増減	1		2				-1								-1				
新杉田町	令和8年	7		1				5				3				2				1
	令和7年	5		1				3				3								1
	増減	2						2								2				
新中原町	令和8年	0																		
	令和7年	0																		
	増減	0																		
新森町	令和8年	0																		
	令和7年	1																		1
	増減	-1																		-1
杉田	令和8年	30	1	5	1	1		21			1	6	1		7	6				2
	令和7年	24		2	1	1		18				6			8	4	1		1	2
	増減	6	1	3				3			1		1		-1	2	-1		-1	

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

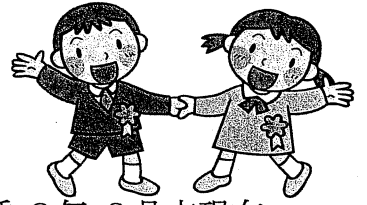
令和8年3月末現在

暫定値		令和8年3月末現在																			
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他	
																					令和8年
杉田坪呑	令和8年	3						3				1		1		1					
	令和7年	2						2								2					
	増減	1						1				1		1		-1					
滝頭	令和8年	9			1	1		8	2			4	1			1					
	令和7年	6						5				1		1		3	1		1		
	増減	3			1	1		3	2			3	1	-1		-2	-1		-1		
田中	令和8年	0																			
	令和7年	0																			
	増減	0																			
中浜町	令和8年	0																			
	令和7年	3						3	2			1									
	増減	-3						-3	-2			-1									
中原	令和8年	7		1				5	1			1			1	2					1
	令和7年	7		2				3				2				1	1	1		1	1
	増減	0		-1				2	1			-1			1	1	-1		-1		-1
西町	令和8年	2						2				2									
	令和7年	3						3				2									
	増減	-1						-1													
原町	令和8年	2						1				1									1
	令和7年	3			1	1		1					1								1
	増減	-1			-1	-1						1									
馬場町	令和8年	1						1								1					
	令和7年	1		1																	
	増減	0		-1				1								1					
東町	令和8年	6		1				4				4					1		1		1
	令和7年	11						8				5			2	1	2		2		1
	増減	-5		1				-4				-1			-2	-1	-1		-1		-1
久木町	令和8年	1						1				1									1
	令和7年	3						2				1									1
	増減	-2						-1													-1
氷取沢町	令和8年	3		1	1	1															1
	令和7年	1						1													1
	増減	2		1	1	1		-1													
広地町	令和8年	2						2				1			1						
	令和7年	1						1								1					
	増減	1						1				1			1	-1					
丸山	令和8年	7						7				2	1	1	2	1					
	令和7年	7	1	1	1	1		3				2		1							1
	増減	0	-1	-1	-1	-1		4					1		2	1					-1
峰町	令和8年	3						2													1
	令和7年	1						1													1
	増減	2						1													
森	令和8年	20		3				15	1		1	4		1	2	6	1	1			1
	令和7年	15		2	1	1		8			1	2			2	3	2	1	1		2
	増減	5		1	-1	-1		7	1			2		1	3	-1		-1			-1
森が丘	令和8年	3			1	1		2				1				1					
	令和7年	1						1	1												
	増減	2			1	1		1	-1			1									
洋光台	令和8年	22		1	1	1		16	1		2	3		1	9		3	2	1		1
	令和7年	21			2		2	15	1		2	1			4	7					4
	増減	1		1	-1	1	-2	1				2			5	-7	3	2	1		-3

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況



令和8年4月号



1 発生件数

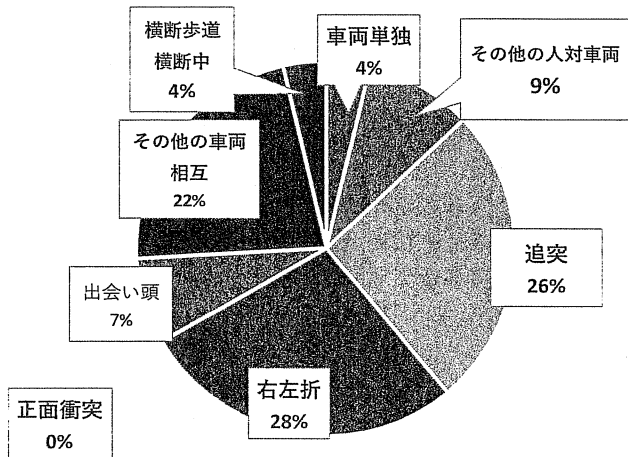
	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	54	0	60
前年累計	60	3	67
前年比	-6	-3	-7

*令和8年3月末現在



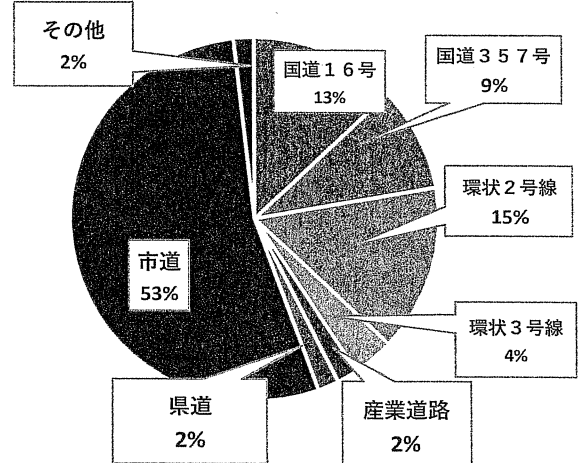
磯子区管内の3月中の人身交通事故の発生は、前年比マイナス傾向にあり、引き続き交通ルールの遵守をよろしくお願ひします。一方、神奈川県内では交通死亡事故件数が全国ワースト第1位となつてしまつています。運転する際、注意していただくのはもちろんのこと、歩行中にあつても周囲の車や自転車に注意して通行してください。

2 類型別発生件数



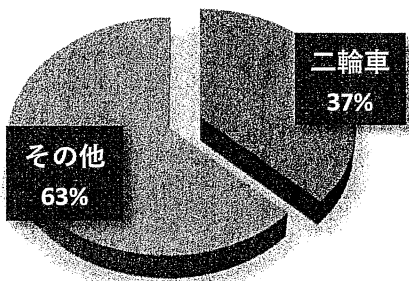
車間距離を保つて走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

3 路線別発生件数



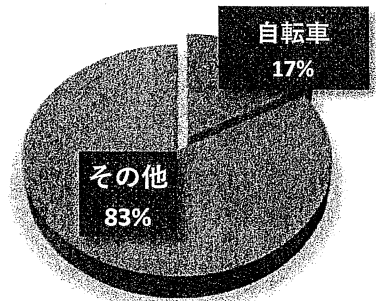
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故

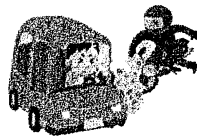
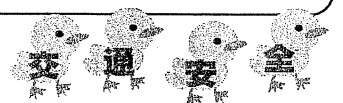


※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合



*バイクは正面からだとも速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
*自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。



気温の変化や環境の変化で集中力が低下しがちですが、運転中は気を緩めず、安全運転をよろしくお願ひします。自転車や歩行者も交通ルールも守りましょう。



磯子区のみなさんへ

令和8年4月1日

改正道路交通法施行

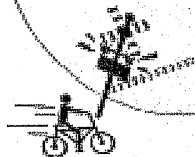
16歳以上の自転車交通違反に

交通反則通告制度

青切符適用!

遮断踏切
立ち入り

7,000円



信号無視
右側通行

6,000円



イヤホン使用
一時不停止

5,000円



悪質・危険な違反が反則金の対象に!

※1



携帯電話使用等
(保持)

12,000円

何が変わる?

手続きが
変わる!

今までは全ての違反が

改正後は悪質な違反が

赤切符 → 青切符

※2

※3

- ☑ 手続上の負担の軽減…取調べや裁判のための出頭がなくなる
- ☑ 前科がつかなくなる…罰金(刑事罰)でなく行政制裁金となる
- ☑ 実効性ある責任追及…違反現場で反則金の納付書が渡される

※1…①違反自体が悪質・危険な場合、②違反により交通の危険が生じた場合、③指導警告を無視して行った場合等
 ※2…飲酒運転、踏切無断進入、防犯運転等、重大な交通違反を刑事事件(罰金以上の前科がつく可能性あり)として迅速に処理するための書類
 ※3…※2が適用される違反を除く比較的軽微な交通違反(裏面記載の反則行為)を迅速に処理するための書類

神奈川県警察

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん



いそっく



インゴリくん



神奈川県警察 交通総務

公式 X



令和8年中の火災・救急状況

＜令和8年1月1日から令和8年3月31日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

区内の火災発生状況（3月）

- ・ 3月23日（月）磯子区 磯子三丁目 建物火災
- ・ 3月26日（木）磯子区 東町 中層建物火災

区内の火災件数等

		令和7年	令和8年	増減
火災件数		16件	9件	-7件
種別	建物	7件	6件	-1件
	車両	0件	0件	0件
	その他	9件	3件	-6件
焼損床面積		37㎡	68㎡	31㎡
死者数		0人	0人	0人
負傷者数		0人	4人	4人

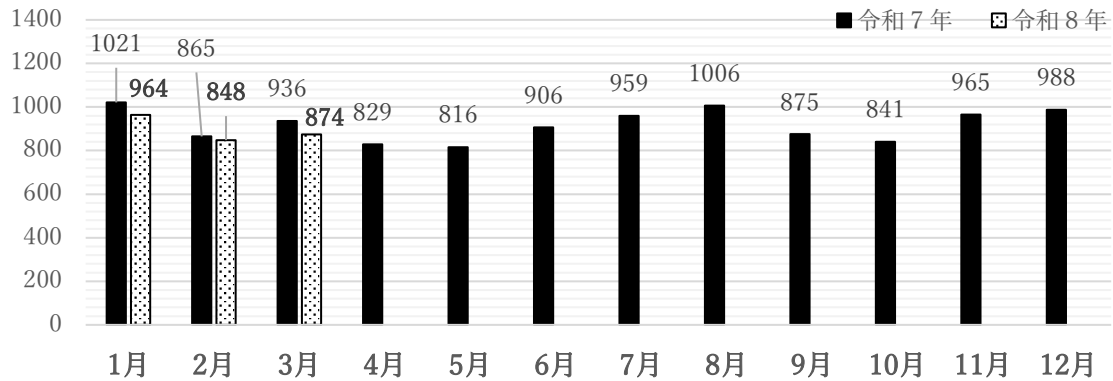
市内の火災件数等

		令和7年	令和8年	増減
火災件数		244件	209件	-35件
種別	建物	147件	127件	-20件
	車両	12件	14件	2件
	その他	85件	68件	-17件
焼損床面積		1,989㎡	2,123㎡	134㎡
死者数		12人	8人	-4人
負傷者数		36人	31人	-5人

■ 区内・市内の救急件数

・区内 2,686 件（昨年比 136 件減）・市内 60,258 件（昨年比 3,439 件減）

～区内月別救急件数～



～電気火災に注意しましょう～

横浜市では電気による火災が令和6年は74件、令和7年は105件と増加しています。

電気火災の「事例」と「対策」を参考に、出火防止対策に取り組みましょう。

・ テーブルタップ

【事例】定格容量以上の使用により発火

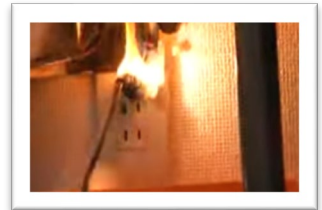
【対策】定格容量以内で使用し水気のある場所では使用しない



・ プラグ

【事例】ホコリの付着によるトラッキング火災

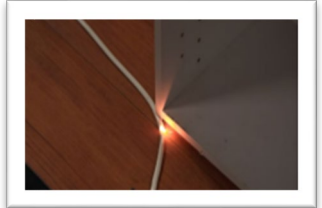
【対策】乾いたタオルで定期的に清掃し、差し込みを確認する



・電源コード

【事例】家具の下敷きや束ね使用による断線

【対策】重い物を載せず、束ねない



・リチウムイオン蓄電池

【事例】落下・加熱による出火

【対策】破損・膨張時は使用しない。高温の環境に放置しない



※リチウムイオン電池等の収集方法は横浜市ホームページで確認してください



自治会町内会長 様

初期消火器具整備費用の一部補助について【情報提供】

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新する費用（器材全て又は一部）を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）

スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等でご検討いただき、申請する場合はお住いの区の消防署所にご相談の上、申請を行ってください。単位会長あて資料を送付します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれがある。
- (3) 取扱いに関する訓練等を定期的に行うことができる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和8年4月1日（水）から9月30日（水）まで
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、磯子消防署にご提出をお願いします。

※申請書は横浜市ウェブサイトからのダウンロードまたは最寄りの消防署所でお渡しします。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○二次元コード



5 補助の対象経費

今年度も引き続き、下記表の①及び②に該当する補助を実施します。

また、令和7年度からは、③横浜市密集市街地における地震火災対策計画で定める「重点対策地域」に該当する町丁目に初期消火器具を新規設置する場合、初期消火器具の整備費用の10分の9に相当する額（上限27万円）を補助するメニューを新たに追加しています。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の新規設置又は全部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限20万円/1件）
②	初期消火器具の一部更新の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額（上限7万円/1件）
③	「 <u>重点対策地域</u> 」に該当する町丁目に初期消火器具を <u>新規設置</u> する場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>9/10</u> に相当する額（上限27万円/1件）

【重点対策地域一覧（区内）】

※下表の地域でも部分的に「重点対策地域」に含まれていない可能性があります。

岡村一～六丁目	磯子八丁目	滝頭一～三丁目	中浜町
久木町	広地町	丸山二丁目	

6 補助金要綱の改正及び申請条件の緩和について

要綱の改正を行い、令和8年度から下記の点について、申請条件の緩和を行いました。

一部条件を設けさせていただいておりますので、申請の際は、ご確認いただきますようお願いいたします。

(1) 補助金の請求に関して、令和8年度の自治会町内会の資金状況等を勘案し、前金払いを可能としました。

※自治会町内会の事業計画、総会資料等で資金状況を確認させていただき、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ補助事業を実施できないと認められる場合で、かつ、初期消火器具を1基も所有していないことが条件になります。

(2) 世帯数の少ない複数自治会町内会での共同整備を可能としました。

※合計世帯数が650世帯未満であり、関係する自治会町内会すべてが初期消火器具の購入に関する費用を負担していること及び購入する初期消火器具がスタンドパイプ式初期消火器具であることが条件になります。



申請書はこちら

担当：磯子消防署総務・予防課 予防係 宮地、横手
電話/FAX：045-753-0119
Email：sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

磯子消防署長

令和8年度家庭防災員研修受講者の推薦について（協力依頼）

1 事業の趣旨

磯子消防署では、「自助から始まり、地域における防火防災の担い手として活躍できる家庭防災員」を養成することを目的とした、研修受講者を募集いたします。

つきましては、自治会町内会で希望する方の御推薦をいただきますよう御依頼申し上げます。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合会で周知をお願いします。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、自治会町内会の参加者を取りまとめいただき、磯子消防署へ御提出ください（全ての自治会・町内会に一律で推薦依頼をするものではありません。地域の実情に応じ、受講希望者を推薦してください。）。

3 推薦要件

満15歳以上の磯子区在住の方（過去に受講されたことがある方も可）

4 推薦方法

同封の「推薦書」に必要事項を御記入のうえ、次のいずれかの方法で御提出ください。

(1) 磯子消防署又は各消防出張所（杉田・洋光台）の窓口へ直接提出

(2) 電子メール（ sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp ）

※様式は磯子消防署のホームページからダウンロードできます。

(3) 郵送（切手代および封筒は自治会・町内会で御負担をお願いいたします。）

5 推薦期間

令和8年4月17日(金)から令和8年5月22日(金)まで ※必着

6 研修の概要

(1) 体験型研修 **※必須**（両日とも同内容になります。どちらかにご参加ください。）

日時	場所	内容
6月19日(金)9:30～12:00	横浜市民防災センター (神奈川区沢渡4-7)	地震・火災体験ツアー
6月20日(土)9:30～12:00		水災害体験、救急講話



火災シミュレーター



地震シミュレーター



水災害体験

浸水時の扉への水圧などを体験できます。

(2) スキルアップ研修 ※任意

日 時	場 所	内 容
10月3日(土)9:00~12:00	磯子消防署 (磯子区磯子 2-1-3)	普通救命講習 I

※詳細な御案内は、推薦いただいた受講者に直接お知らせします。

※本人に許可を得た上で推薦してください。

※研修参加者については、消防局で一括して傷害保険に加入しています。

※上記以外に研修、講演会等を追加開催する場合は、別途お知らせします。

7 添付資料

令和8年度家庭防災員研修受講者推薦書

連絡先：磯子消防署総務・予防課 宮地・横手
電話：045 - 753 - 0119
E-mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

令和 年 月 日

磯子消防署長

提出者 氏名 _____

自治会・町内会 _____

電話番号 _____

令和8年度家庭防災員研修受講者推薦書

- ・全ての自治会・町内会に一律で推薦依頼をするものではありません。地域の実情に応じ、受講希望者を推薦してください。過去に受講された方の推薦も可とします。
- ・下記個人情報については、当該事業の目的以外には使用いたしません。
- ・受講案内を記載のメールアドレスまたは住所に送付しますので、正しくご記入ください。
※0（ゼロ）とo（オー）などが分かるようにご記入ください。
- ・記入欄が足りない場合、ホームページからダウンロードするか、この用紙をコピーしてご使用ください。

フリガナ		受講を希望する日に○ 6/19(金)・6/20(土)		
氏名				
住所	〒 _____ 磯子区	スキルアップ研修	参加する・参加しない	
電話		過去に家庭防災員研修を受講したことがあるか	ある	ない
メール		過去に横浜市が主催する防災に関する研修を受講したことがあるか	ある	ない

フリガナ		受講を希望する日に○ 6/19(金)・6/20(土)		
氏名				
住所	〒 _____ 磯子区	スキルアップ研修	参加する・参加しない	
電話		過去に家庭防災員研修を受講したことがあるか	ある	ない
メール		過去に横浜市が主催する防災に関する研修を受講したことがあるか	ある	ない

フリガナ		受講を希望する日に○ 6/19(金)・6/20(土)		
氏名				
住所	〒 磯子区	スキルアップ研修 参加する・参加しない		
電話		過去に家庭防災員研修を受講したことがあるか	ある	ない
メール		過去に横浜市が主催する防災に関する研修を受講したことがあるか	ある	ない

フリガナ		受講を希望する日に○ 6/19(金)・6/20(土)		
氏名				
住所	〒 磯子区	スキルアップ研修 参加する・参加しない		
電話		過去に家庭防災員研修を受講したことがあるか	ある	ない
メール		過去に横浜市が主催する防災に関する研修を受講したことがあるか	ある	ない

フリガナ		受講を希望する日に○ 6/19(金)・6/20(土)		
氏名				
住所	〒 磯子区	スキルアップ研修 参加する・参加しない		
電話		過去に家庭防災員研修を受講したことがあるか	ある	ない
メール		過去に横浜市が主催する防災に関する研修を受講したことがあるか	ある	ない

提出期限：令和8年5月22日(金)まで ※必着

リアル体験でまなぶ！

“家庭を守る防災スキル”

地震の揺れや
火災の煙を体感



知っておくと安心
救急の知識



洪水で玄関が
開かなくなる!?



6.19 金 20 土 9:30~12:00

場所: 横浜市民防災センター

- ✓ 受講費無料
- ✓ 個人参加OK
- ✓ オンラインで簡単申請 ▲▲



火災シミュレーター



水災害体験



地震シミュレーター



お問い合わせ ☎ 045-753-0119

磯子消防署
総務・予防課予防係

令和 8 年 4 月 17 日

家庭防災員地区連絡員 各位

磯子消防署長

令和 7 年度家庭防災員活動結果及び令和 8 年度活動計画について（御報告）

春暖の候 皆様におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。
平素から、家庭防災員の活動に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。
令和 7 年度の活動結果及び令和 8 年度の活動計画について、次のとおり御報告いたします。

1 令和 7 年度活動結果について

(1) 研修

日 時	場 所	内 容	人 数
7 月 4 日 (金) 9:30~12:30	横浜市民防災センター (神奈川区沢渡 4-7)	・地震火災体験ツアー ・風水害体験ツアー ・救急講話	34
7 月 5 日 (土) 9:30~12:30			15

※事前オンライン学習実施者：36 名

(2) スキルアップ研修

日 時	場 所	内 容	人 数
11 月 9 日 (土) 9:00~10:00	磯子スポーツセンター (磯子区杉田 5-32-25)	防災研修会	16
11 月 29 日 (土) 9:00~12:00	磯子消防署 (磯子区磯子 2-1-3)	普通救命講習 I	15

2 令和8年度活動計画について

(1) 研修

日時	場所	内容
6月19日(金) 9:30~12:00	横浜市民防災センター (神奈川区沢渡 4-7)	・地震火災体験ツアー ・水災害体験 ・救急講話
6月20日(土) 9:30~12:00		



火災シミュレーター



地震シミュレーター



水災害体験

浸水時の扉への水圧などを体験できます。

(2) スキルアップ研修

日時	場所	内容
10月3日(土) 9:00~12:00	磯子消防署 (磯子区磯子 2-1-3)	普通救命講習 I

(3) その他の研修について

上記以外に研修、講演会等を追加開催する場合は、別途お知らせします。

(4) 自主活動について

「家庭防災員自主活動」とは家庭防災員が主体となり、企画、実施する自主的な防火・防災活動です。研修、訓練等で消防職員の支援が必要な場合は、下記担当へ御相談ください。

【担当】

磯子消防署総務・予防課 予防係
宮地、横手

TEL/FAX 045-753-0119

MAIL: sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の方針として取りまとめた「事業計画案」について、市民のみなさんから広く意見をいただくための市民意見募集を5月31日まで行っていますので周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和8年4月7日（火）～5月31日（日）

(2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

【二次元コード】



横浜市ウェブサイト
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

(3) リーフレット配架場所（4月中旬以降順次配架）

市民情報センター（市庁舎3階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等のPRボックス など

4 その他

広報よこはま5月号 はま情報にも掲載予定です。

5 参考資料

市民意見募集リーフレット

港湾局山下ふ頭再開発調整課
担当 武
電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961
メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発 事業計画案

市民意見募集 4/7～5/31



● 山下ふ頭の再開発について

山下ふ頭では、優れた立地と広大な開発空間を生かし、新しい時代の象徴となる持続可能なまちづくりにより、将来にわたる安定した活力の創出につなげていくことを目的とし、再開発の取組を推進しています。

● 事業計画案とは

事業計画案は、令和7年6月に公表した「答申を踏まえた基本的な方向性」に対して実施した市民意見募集、市民検討会、民間事業者へのサウンディング調査の結果等を踏まえ、山下ふ頭再開発の方針として取りまとめたものです。

「山下ふ頭再開発 事業計画案」の詳細は、Webサイトをご覧ください

山下ふ頭 事業計画案

検索



公式マスコットキャラクター トウンクットンク

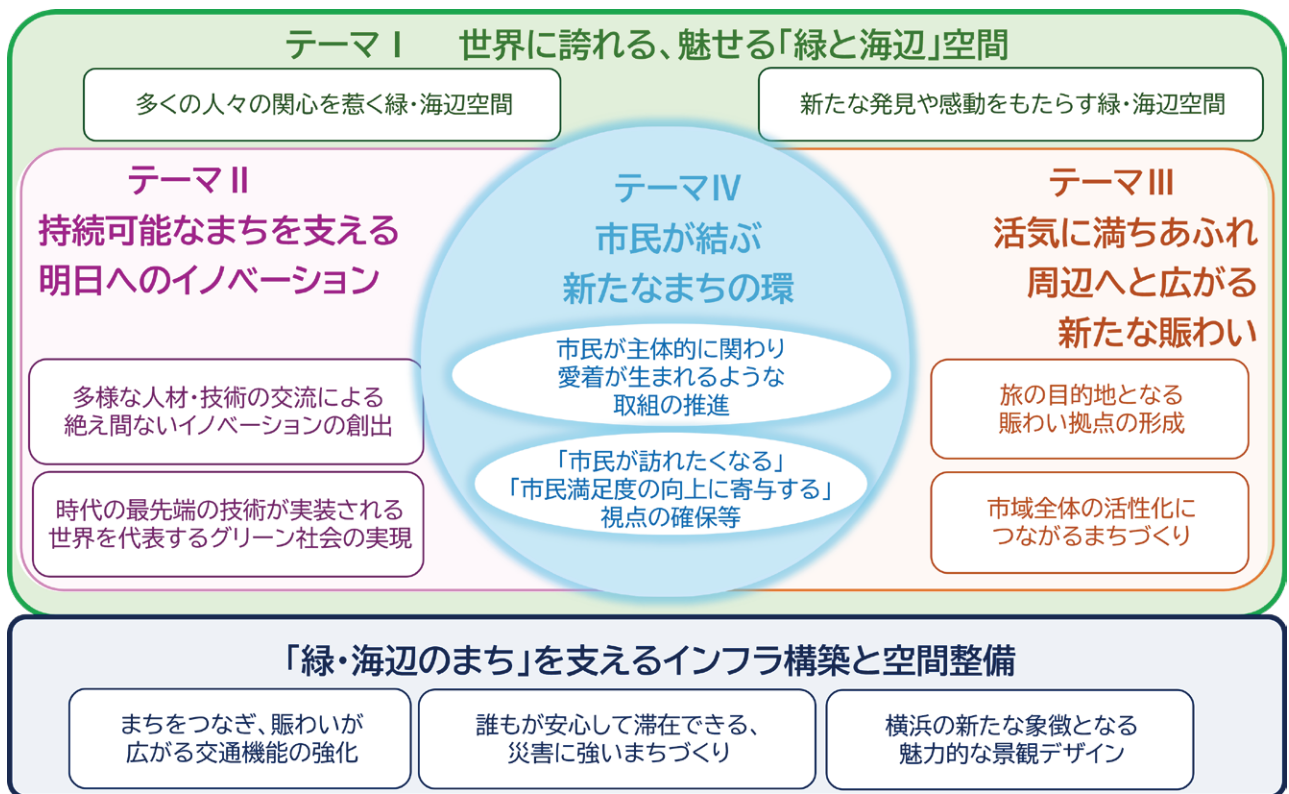
GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷

©Expo 2027



● 山下ふ頭の将来像



【新たなまちの将来像】

山下ふ頭再開発は、新たなまちの将来像として、まちづくりのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

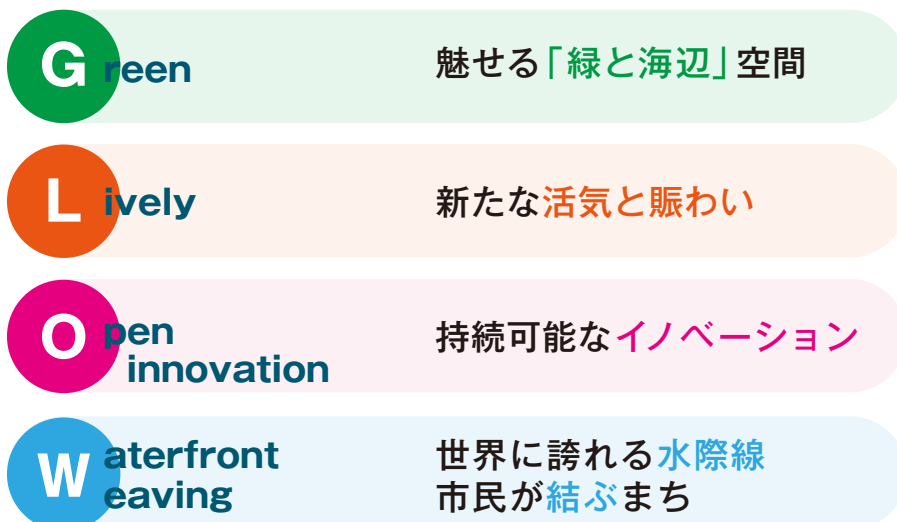
この中で、テーマI「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置づけており、テーマII及びIIIを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示した上で、これまでいただいた市民意見を踏まえた新たな視点等を加え、4番目のテーマとして位置づけています。

● 再開発のコンセプト **NEW**

GLOW

横浜の“輝き”を世界へ、そして22世紀へ



1 市民の皆様をはじめ、山下ふ頭を訪れる誰もがいきいきと輝けるまちづくりを目指します。

2 新たなまちで生まれる輝きを世界へ発信していきます。

3 市民の皆様にあえられるまちを次世代に継承し、輝きを22世紀へとつなげていきます。

事業の方針

テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

取組方針1

多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺

取組方針2

新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

取組方針1

多様な人材・技術の交流による絶え間ないイノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成

取組方針2

時代の最先端の技術が実装される世界を代表するグリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

取組方針1

旅の目的地となる賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進

取組方針2

市域全体の活性化につながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

方針の実現に向けたポイント NEW

上記で示した事業の方針を前提としたうえで、その実現に

緑・海辺空間の機能

- ・ 臨港パークから山下公園に至る緑の軸線を最大限生かすため、圧倒的な緑量感を持たせながら、空の広がるオープンスペースや水際線に沿った緑を中心とした、都市部のまちづくりにおいて日本最大級のスケールを誇る緑の空間を計画する。
- ・ 区域内に設ける緑の空間は、来街者の安全等を十分に考慮した上で、可能な限り誰にも開かれたものとし、横浜の歴史・文化、最先端の技術体験、ここでしか味わえない景観体験など、多様な魅力が感じられる計画とする。
- ・ 子どもたちが快適かつ安全に海と触れ合い、遊び、生物多様性等の学びが得られる場を計画する。

イノベーション機能

- ・ サーキュラーエコノミー、ゼロカーボン、ネイチャーポジティブ等、市の施策やGREEN×EXPO 2027のレガシー継承の視点も持ちながら、ディープテックをはじめ、社会課題の解決に資するイノベーション創出を牽引するような、国内外の企業や研究・教育機関等を呼び込む。
- ・ イノベーション創出に携わる人材との交流、市内の教育機関等と連携した次世代を担う若者の育成、実証シーンの可視化等、来街者に開放的な印象を与える取組を展開する。

賑わい機能

- ・ 国内外の人々にとって旅の目的地となるような、世界から選ばれる、日本の特色を最大限生かしたコンテンツを計画する。
- ・ 横浜の歴史や文化を感じられる空間、自然を楽しめる空間等、子どもから大人まで、幅広い世代の多様なニーズに応える賑わい機能を導入する。
- ・ ファミリー層、ビジネス層、長期滞在を目的とした来街者等、多様化・グローバル化する宿泊需要に対応できるよう、幅広いタイプの仕様・設備を備えた施設や、商業機能とも一体となったクルーズターミナルを計画する。

テーマⅣ 市民が結ぶ新たなまちの環 NEW

市民意見を踏まえた新たな視点

- ・市民が主体的に関わり、山下ふ頭への愛着が生まれるような取組を通じて、市民の活動に来街者が魅力を感じるまちづくりを行う。
- ・「市民が訪れたい」「市民満足度の向上に寄与する」視点を大切にしながら、横浜の特性を生かした魅力的なまちづくりを行う。
- ・約47haの広大な開発空間全体で一貫したコンセプトを持ちながら、「余白」を意識した空間整備により、持続的な市民参画や変化と進化が絶えない柔軟なまちづくりを行う。

市民参画のイメージ

注) 写真はイメージです



出典: iStock.com/ Suwanb

市民が木々や花々などの緑を植え、育てる、時間をかけてアップデートする取組



出典: iStock.com/ newsfocus1

文化・スポーツ・芸術等をきっかけとした日常に寄り添う賑わいに、多様な世代の市民が集まり、交流し、コミュニティが形成されるような環境づくり

「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

取組方針1

まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

取組方針3

横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

取組方針2

誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 災害時に備える空間づくりと体制の構築

向けて、市が重要と考える具体的なポイント等を、導入機能の観点から整理しています。主なものは以下のとおりです。

交通機能

- ・主要都市、鉄道駅、空港から来街者を迎え、送客する機能を有する交通ターミナルを計画する。
- ・歩行者動線は、緑の木陰や休憩機能を多く配置し快適性を確保するとともに、楽しみながら回遊できる仕掛けづくりを行う。
- ・横浜港内や羽田空港、都内に整備された拠点と連携し、新たな価値を創出する魅力的な水上交通を計画する。

安全・安心機能

- ・災害時には、山下ふ頭2号岸壁及び背後地を活用して緊急物資等の受入・輸送を行う「海の防災拠点」としての機能が十分に発揮できるよう、避難場所やエネルギーの確保、飲料水や備品の備蓄等を行うとともに、市や他の行政機関等の応急対策及び復旧活動に協力する。
- ・区域全体で安心して滞在できるよう、DXを活用しながら適切な防犯体制や警備体制等を計画する。

景観形成

- ・再開発全体のコンセプト「GLOW」を表象する、総合的なコンセプトやビジョンを持って、まち全体としてデザインする。
- ・海や緑といった自然と、人工物の連なりが織りなす美しい風景をつくる。
- ・都心臨海部の都市形成の経緯や文脈に十分に配慮するとともに、各地区とのつながりを意識し、その中で個性を発揮する。

エリアマネジメント

- ・区域内に導入される機能等が地区全体で一体的・効果的に発揮されるよう、事業主体が中心となり、周辺地域、市民、行政との連携を図りながらエリアマネジメントの組織を設立・運営する。

環境配慮

- ・自然エネルギーや次世代エネルギーの活用、環境保全の活動、低炭素モビリティの導入等、あらゆる機会を通じた取組により、区域内でのゼロカーボンを達成する。

教育・子育て

- ・子育て世代が憩える、子どもと安心して遊べる、働きやすいなど、多様なニーズを捉えた取組を展開する。

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

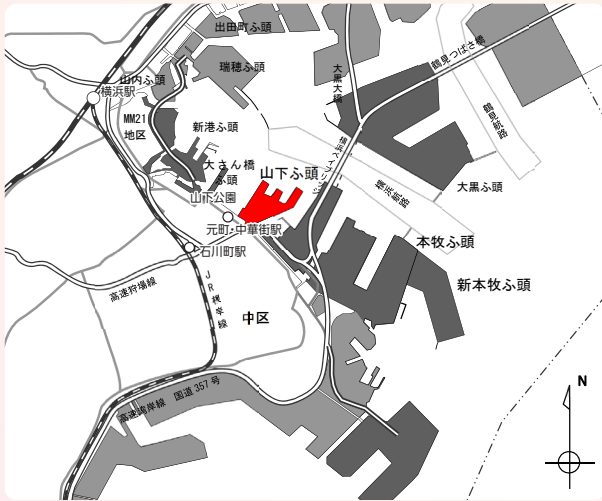
周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

立地



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和8年4月7日(火)
～5月31日(日)

ご意見の提出方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

①はがき

(左下のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

②インターネット入力フォーム

URLまたは二次元コードからアクセスし、ご提出ください。



URL:

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/444f51c3-3d9a-410a-8167-507979274486/start>

提出にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- ご意見の内容は、個人情報を除き、後日Webサイトで公表します。なお、第三者の利益を害する恐れのあるものなど内容により公表しない場合があります。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

3112

差出有効期間
令和8年5月
31日まで
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

見本

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】 横浜市 区
 横浜市外
- 【年 代】 ~10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局
山下ふ頭再開発調整課
令和8年4月作成
TEL : 045-671-7314
FAX : 045-550-4961

地域ケアプラザの福祉・保健の窓口相談時間変更について【情報提供】

1 趣旨

令和8年10月から、地域ケアプラザの窓口相談時間を、「月～土曜日の日中」に変更します。日・祝日の日中はコールセンター※で対応しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。（※現在、夜間や休館日(年末年始等)にコールセンター(看護師等)で対応中。）

<理由>

福祉人材の確保が非常に厳しい中、地域ケアプラザの相談件数は、約10年で1.5倍程度に増加しています。今後、超高齢社会が進展する中、さらなる相談件数の増加が見込まれるため、相談が多い時間帯(平日日中)に注力する職員配置とし、地域の皆様からのご相談や地域の皆様との連携に努めてまいります。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 窓口相談時間変更の概要

【変更前】

令和8年9月まで		
月～土	9～18時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	18～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター



【変更後】

令和8年10月から		
月～土	9～17時	窓口・電話相談 地域ケアプラザ
	17～翌9時	電話相談 コールセンター
日・祝	9～翌9時	電話相談 コールセンター

【変更の理由】

- ・相談件数は約10年で1.5倍に増加していますが、曜日や時間帯によって差が見られます。（日曜日・祝日は平日の1/4、土曜日の1/2。17時以降はほとんどない状況。）
- ・このため、相談が多い時間帯に職員が注力できるよう、窓口相談時間を変更します。
- ・開館時間(部屋の貸出)は、これまでどおり、変更はございません。

ハザードマップの更新について【周知依頼】

1 趣旨

この度、横浜市が公表している「浸水ハザードマップ」のうち、「内水面（内水ハザードマップの地図面）」と「情報面（情報の入手方法など）」など一部の内容を更新しました。
つきましては、以下のとおり、各区役所、土木事務所への配架及び全戸配布を行いますので、ご承知おきいただき、周知につきましてよろしくお願ひします。

2 お願いしたいこと

- 【区 連 長】ご承知おきください。
- 【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。
- 【単位会長】定例会等で周知をお願いします。

3 更新・配布時期

- ・ ウェブサイトでの公開及び区役所や土木事務所での配架開始：6月から順次予定
- ・ 全戸配布の予定：年度内配布予定
- ※ 委託事業者によりポスティングで配布をさせていただく予定です。

4 更新の内容（以下「参考図」参照）

内水面（内水ハザードマップ）に参考図のとおり①～③の項目を追加記載

（参考図）

項目	本市の対応
浸水想定区域図に必要な項目（浸水想定区域、浸水深）	現行のハザードマップに記載済
洪水予報等の伝達方法	
避難場所 ①	ハザードマップに追加記載
土砂災害警戒区域 ②	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等 ③	市ホームページに施設一覧掲載及びハザードマップに当該一覧の二次元コードを追加記載

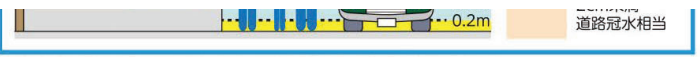
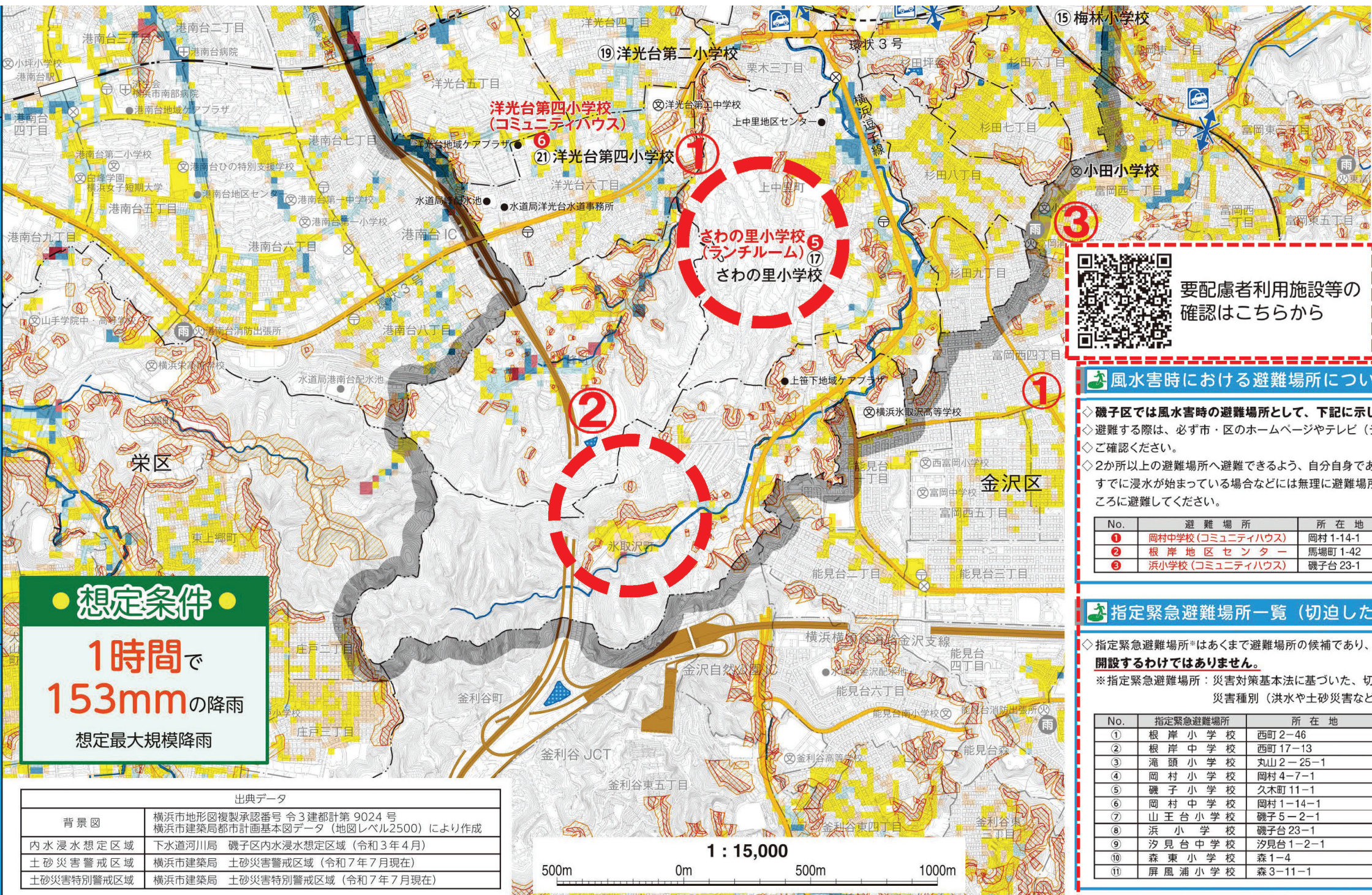
● 想定条件 ●
1時間で153mmの降雨
想定最大規模降雨

指定緊急避難場所一覧（切迫した災害の危険から逃れるための場所）
○指定緊急避難場所とはあくまで避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、すべての避難場所を開設するわけではありませんので、避難する際は、必ず、市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。
※指定緊急避難場所：災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。
災害種別（洪水や土砂災害など）ごとに指定しています。

No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
①	富士野小学校	神奈川207	F-8	⑥	上野原の森小学校	上野原1422	G-4
②	保土ヶ谷小学校	神奈川129-4	E-7	⑦	新保小学校	上野原1514-1	B-3
③	鶴巻小学校	川崎町50-1	B-6	⑧	保土ヶ谷小学校	川崎町134-1	B-5
④	若瀬小学校	若瀬町22-1	D-7	⑨	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷	D-6
⑤	住吉小学校	住吉町1-1	D-7	⑩	保土ヶ谷小学校	住吉町1-22-1	C-7
⑥	藤子小学校	藤子町1-10	E-6	⑪	保土ヶ谷小学校	藤子町245	D-8
⑦	藤川小学校	藤川3-18-1	E-6	⑫	保土ヶ谷小学校	藤川町2-4-1	D-8
⑧	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷45	D-6	⑬	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷1-1	D-5
⑨	川崎小学校	川崎町1162	G-5	⑭	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷1-100	F-6
⑩	上野原中学校	上野原町1-0	G-3	⑮	保土ヶ谷小学校	川崎町105	G-6
⑪	若瀬小学校	若瀬町181-1	B-6	⑯	保土ヶ谷小学校	川崎町1163-2	D-6
⑫	藤子小学校	藤子町13-1	E-7	⑰	保土ヶ谷小学校	藤子町2-6-1	D-7
⑬	保土ヶ谷小学校	保土ヶ谷22-1	D-5	⑱	保土ヶ谷小学校	藤子町43-7	B-4
⑭	上野原小学校	上野原2-31-1	D-5				

内水ハザードマップの更新イメージ

※ 今回の更新にあわせ、洪水面（洪水ハザードマップ）等の避難場所の表記などを修正している区もあります。



※洪水ハザードマップ・高潮ハザードマップの浸水深とは、浸水階級差が異なります。

○避難する際に注意する箇所

	アンダーパス	大雨時に雨水が急激に集中し、冠水して安全な通行に支障をきたすおそれがある場所（進入すると危険なため、冠水時の通行は控えてください）
	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

	都県界		避難場所
	市区界		指定緊急避難場所
	町目界		雨量観測所
	J R線・駅		水位観測所
	私鉄線・駅		河川監視カメラ
	市営地下鉄線・駅		河川、遊水池
	高速道路・有料道路		下水道事業計画区域*
	主要道路		

※臨海部の灰色で着色した区域については下水道事業計画区域外のため、内水浸水想定区域の対象外になります。

要配慮者利用施設等の確認はこちらから

風水害時における避難場所について

- ◇ 磯子区では風水害時の避難場所として、下記に示した6か所の施設を優先して開設します。
- ◇ 避難する際は、必ず市・区のホームページやテレビ（データ放送）等で開設されている避難場所をご確認ください。
- ◇ 2か所以上の避難場所へ避難できるよう、自分自身であらかじめ避難経路を確認しておきましょう。すでに浸水が始まっている場合などには無理に避難場所へ異動せず、浸水していない近くの高いところに避難してください。



No.	避難場所	所在地	位置	No.	避難場所	所在地	位置
①	岡村中学校(コミュニティハウス)	岡村 1-14-1	D-3	④	浜中学校(コミュニティハウス)	杉田 3-30-11	D-7
②	根岸地区センター	馬場町 1-42	E-2	⑤	さわの里小学校(ランチルーム)	上中里町 548	D-8
③	浜小学校(コミュニティハウス)	磯子台 23-1	D-4	⑥	洋光台第四小学校(コミュニティハウス)	洋光台 6-6-1	C-8

指定緊急避難場所一覧（切迫した災害の危険から逃れるための場所）

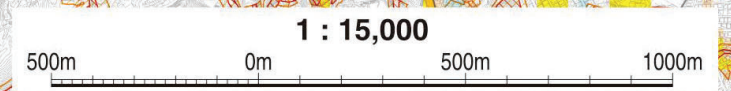
- ◇ 指定緊急避難場所*はあくまで避難場所の候補であり、災害時は災害規模や状況によって開設場所を判断するため、**すべての避難場所を開設するわけではありません。**
- ※指定緊急避難場所：災害対策基本法に基づいた、切迫した災害の危険から逃れるための一時的な避難場所です。災害種別（洪水や土砂災害など）ごとに指定しています。

No.	指定緊急避難場所	所在地	位置	No.	指定緊急避難場所	所在地	位置
①	根岸小学校	西町 2-46	F-3	⑫	汐見台小学校	汐見台 3-6	C-5
②	根岸中学校	西町 17-13	F-3	⑬	森中学校	森 5-22-1	C-6
③	滝頭小学校	丸山 2-25-1	E-2	⑭	杉田小学校	杉田 1-8-1	D-6
④	岡村小学校	岡村 4-7-1	D-2	⑮	梅林小学校	杉田 5-13-1	E-7
⑤	磯子小学校	久木町 11-1	E-3	⑯	浜中学校	杉田 3-30-11	D-7
⑥	岡村中学校	岡村 1-14-1	D-3	⑰	さわの里小学校	上中里町 548	D-8
⑦	山王台小学校	磯子台 5-2-1	D-4	⑱	洋光台第一小学校	洋光台 1-4-1	B-6
⑧	浜小学校	磯子台 23-1	D-4	⑲	洋光台第二小学校	洋光台 4-15-1	C-7
⑨	汐見台中学校	汐見台 1-2-1	D-4	⑳	洋光台第三小学校	洋光台 2-4-1	B-7
⑩	森東小学校	森 1-4	D-5	㉑	洋光台第四小学校	洋光台 6-6-1	C-8
⑪	屏風浦小学校	森 3-11-1	D-6				

想定条件
1時間で
153mmの降雨
想定最大規模降雨

出典データ

背景図	横浜市地形図複製承認番号 令3建都計第 9024 号 横浜市建築局都市計画基本図データ（地図レベル2500）により作成
内水浸水想定区域	下水道河川局 磯子区内水浸水想定区域（令和3年4月）
土砂災害警戒区域	横浜市建築局 土砂災害警戒区域（令和7年7月現在）
土砂災害特別警戒区域	横浜市建築局 土砂災害特別警戒区域（令和7年7月現在）



磯子区版

A B C D E F G

横浜グリーンエクスポの横浜市の取組等について【情報提供】

1 事業の趣旨

3月19日に開催した「開催1年前発表会」で公表した横浜市の取組等についてお知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 【参考】横浜グリーンエクスポ全体の最新情報

開催1年前を契機に、GREEN×EXPO協会より様々な最新情報が公表されましたのでお知らせします。

- 主催者展示となる「テーマ館」や「園芸文化館」、政府出展となる「日本政府苑」をはじめ、Village出展やテーマ営業出展等の各出展の概要など、具体的な内容が発表されました。
- また、公式参加者としての国際出展は、57か国・4国際機関の参加が公表されています。

最新の会場図、出展イメージ等が掲載されているパンフレットや新しい魅力発信動画も公開しています。



パンフレットはこちら↓



新しい魅力発信動画はこちら↓



○横浜グリーンエクスポの魅力を発信していただく新たな公式アンバサダーに「ゆず」の北川悠仁さんと岩沢厚治さんが就任しました。

さらに、GREEN×EXPO 2027 の開催に向けてコラボレーションソングの制作も発表されました。



(公式アンバサダーとのフォトセッション)

○GREEN×EXPO 2027 の魅力づくりに貢献いただく大型プロジェクト協賛については、2者の展示概要とともに新たな協賛者3者を発表、特別協力パートナーと併せて、会場内モビリティ営業出店2者、会場内郵便局の開設も決定いたしました。

■プロジェクト協賛 展示概要

プロジェクト協賛では、GREEN×EXPO 2027 の世界観に御賛同いただいた企業・団体の皆さまの理念や技術等も盛り込んだコンテンツが提供されます。大型プロジェクトの協賛企業について、既に公表している2者の展示概要が発表されました。

●大成建設グループ
魅力創出プロジェクト ダイヤモンドパートナー



提供：大成建設株式会社一級建築士事務所
「TAISEI GREEN TERRACE (仮称)」は、会場を一望するランドマーク。素晴らしい眺望を体験して下さい。

●明治安田生命保険相互会社
にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー



来場者が健康や地域の魅力を体験できるサードプレイス「明治安田『健活パーク』」を設置し、明治安田が未来につなげていきたい全国各地の伝統や文化を体験できるイベントを展開します。

(プロジェクト協賛を既に公表している2者の展示概要)

■特別協力パートナー

- ・日本財団

■大型プロジェクト協賛者（新たに加わった3者）

- ・日本生命保険相互会社：テーマ館プロジェクト プラチナパートナー
- ・株式会社ピエクレックス：にぎわい創出プロジェクト プラチナパートナー
- ・サントリーホールディングス株式会社：にぎわい創出プロジェクト ゴールドパートナー

■会場内モビリティ営業出店

- ・泉陽興業株式会社
- ・株式会社マクニカ（※五十音順）

■会場内郵便局の開設

日本郵便株式会社が、GREEN×EXPO 2027 の入場ゲート付近に郵便局を1カ所開設します。国内外から訪れる来場者へ、郵便サービスなどをご提供いただきます（通常の郵便局とは一部取扱いが異なります。）。

詳細は協会記者資料ご覧ください↓



その他、詳しい情報は協会 HP まで↓



4 横浜市出展について

本市では、会場内に5つあるビレッジのうち、2つのVillageで地球にやさしい暮らしや身近な環境とのかかわりを体感していただく、「発信拠点」と「活動拠点」の2つを設けます。

横浜市からの発信（市出展）



【発信拠点】

入場ゲートから最も近い「Urban GX Village」では、グリーン社会を実現するための新しいライフスタイルや先進技術が体験できる屋内展示を、市民・企業の皆様と協力して行います。

限りある資源を大切に作る様々な暮らし方に触れる「行動変容体験ゾーン」、50以上の企業・団体の協力のもと、未来の循環型社会を作る先進技術に触れる「先進技術体験ゾーン」の、2つのテーマで屋内展示を構成します。



(発信拠点の外観のイメージ図)

【活動拠点】

会場の一番奥にある「SATOYAMA Village」では、公園愛護会などの市内環境活動団体や市民の皆様が、横浜市内産の植物で花壇を作ったり、環境について楽しみながら学べる体験プログラムを行ったりする、屋外活動の拠点を設けます。



(活動拠点のウェルカムガーデンのイメージ図)

5 活動拠点のボランティアユニフォームのお披露目について

ユニフォームは、環境にやさしい植物由来の素材を採用しており、環境配慮型のユニフォームを着用して活動するボランティアの姿を通じて、循環型都市の実現に向けた取組を発信していきます。

※活動拠点のボランティアは、7月から募集開始の予定

※EXPO 全体の植物管理と運営のボランティアは4月30日まで募集中



(ユニフォームお披露目の様子)

6 区民活動デイ・横浜ウィーク

日頃から文化活動等をされている方によるステージでの発表や、地産地消・区の特産品の展示・販売ブース等による出店など、区民の皆様が主体的に参加していただける機会を提供します。

また、横浜の魅力を生かした、ここでしか得られない体験を、市民や来場者と「ともにつくり、みんなで楽しむ」、スペシャルなウィークを会場全体で展開します。



(イベントのイメージ)

7 チケットについて

(1) 販売場所

①GREEN×EXPO 2027 チケットサイト（電子チケット等）

<https://ticket.expo2027yokohama.or.jp/>



②協会が販売契約を締結した販売事業者の Web サイト及び店頭

【販売事業者一覧】

<https://expo2027yokohama.or.jp/tickets-index/resellers/>



次の店舗で紙チケットを取り扱っています（取扱い券種は「1日券」のみ）。

- ・株式会社 阪急交通社 新橋サービスセンター
東京都港区新橋 3-3-9 KHD 東京ビル 1F
- ・株式会社 阪急交通社 横浜サービスセンター
横浜市神奈川区鶴屋町 2 丁目 23-2 TS プラザビルディング 11F （3月31日時点）

<紙チケットデザイン>



表面



裏面

(2) 来場日予約について

GREEN×EXPO 2027 では、来場者の皆様に安全かつ快適にお楽しみいただくために、来場日時予約制度が導入されます。

【来場日時予約について】

入場チケットを購入後、公式チケットサイトにて来場日時を予約していただきます。予約開始は今年の秋頃を予定しています。

日時予約の詳細については、予約開始のお知らせの際にご案内予定です。

※来場日時予約は、1日券、通期パス等全ての券種において必要になります。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 中島、橋本
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 9 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 9 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、補助対象となる自治会町内会については、令和 9 年度予算確定後、その範囲内において決定させていただく予定です。

※ 公園集会所の整備を予定している団体についても、同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。

右記、二次元バーコードよりアクセスください。



（2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/m ² かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 令和8年7月6日（月）

5 今後のスケジュール

① 令和8年7月6日（月）

事前申出の申込期限

（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）

② 令和9年3月末頃

令和9年度予算の確定後、予算枠の範囲内において、補助申請の受付対象となる自治会町内会を決定します。

③ 令和9年4月以降

補助対象となった自治会町内会におかれましては、随時、補助申請書等の提出をお願いします。

6 その他

(1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。

(2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。

(3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 大内（康）

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和8年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) **補助対象経費が100万円以上の整備である**

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和9年度の会館整備については、令和8年7月6日(月)までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。
- (2) 予算の範囲内で、整備の種類や築年数などを勘案し、対象となる自治会町内会を決定する予定です(事前申出いただいても対象とならない場合があります)。

【予算割当の優先順位の考え方】

- ・昭和56年以前の旧耐震基準の会館の建替えや耐震補強工事を優先します。
- ・築年数の古い会館を優先します。

- (3) 横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (4) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (5) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。 ※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の名義などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

新任自治会町内会長研修会の開催について【情報提供】

1 事業の趣旨

このたび、新任の自治会町内会長を対象とした研修会を開催いたします。自治会町内会の概要や補助金の申請方法など、自治会町内会に関わることについてご説明いたしますので、新たに自治会町内会長に就任された方は、出席のご検討をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。新任の自治会町内会長様につきましては、出席のご検討をお願いいたします。

3 開催日程

全 2 回開催しますが、2 回とも同じ内容ですので、どちらかの日程をお選びください。

第 1 回	日程：令和 8 年 5 月 26 日（火）10 時～11 時 30 分 場所：磯子区役所 7 階 701・702 会議室
第 2 回	日程：令和 8 年 5 月 30 日（土）10 時～11 時 30 分 場所：磯子区役所 7 階 701・702 会議室

4 内容

<自治会町内会の概要について>

行政から自治会町内会へ定期的にご依頼している事項や、自治会町内会を対象とした補助金等の支援メニューについてご案内します。

<補助金の申請方法について>

多くの自治会町内会が申請する、「地域活動推進費補助金」「地域防犯灯維持管理費補助金」「町の防災組織活動費補助金」の申請方法をご説明します。

5 申込方法

参加を希望される方は 5 月 20 日（水） までに、お電話またはメールにてご連絡ください。

自治会名・氏名・連絡先・参加希望日をお知らせください。

【連絡先】磯子区地域振興課

電話：750-2391 メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

6 その他

- (1) 研修会で使用する「磯子区自治会町内会 活動の手引き」を 5 月区連会にて配布します。研修会に出席できない場合も、手引きをご覧いただけますと幸いです。
- (2) 研修会の参加に関わらず、補助金申請等のご相談については、個別に対応いたします。
なお、来庁にてご相談の際には、事前にご連絡くださいますようお願いいたします。



※5月18日(月)以降、こちらの二次元コードから今年度版手引きをダウンロードいただけます。

【担当】磯子区地域振興課 保月、遠藤

電話：750-2391 FAX：750-2534

メール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

自治会町内会 会計講習会の開催について【御案内】

1 事業の趣旨

自治会町内会の会計について、磯子区自治会町内会会計システムを使用した講習会を開催します。

2 お願いしたいこと

【地区連長】 単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】 定例会等で会計をご担当されている方へ情報提供をお願いします。

3 講習会の概要

(1) 開催日程

第1回: 令和8年6月5日(金) 14:00~16:00 (場所: 磯子区役所6階602会議室)
第2回: 令和8年6月11日(木) 9:00~11:00 (場所: 磯子区役所6階602会議室)
第3回: 令和8年6月20日(土) 9:00~11:00 (場所: 磯子区役所7階701会議室)
第4回: 令和8年6月30日(火) 9:00~11:00 (場所: 磯子区役所6階602会議室)

※講習会の内容は4回とも同じです。募集人数は、各回7名定員とさせていただきます。

(2) 講習会の内容

- ・自治会町内会の会計に関すること(一般的な流れの紹介等)
- ・磯子区自治会町内会会計システムの操作方法等の説明、入力作業等

(3) 持ち物

- ・USBメモリ

※講習会当日は、実際に会計システムを用いた入力作業を行います。参加される方は、入力内容を保存するためのUSBメモリを持参してください。

4 ご参加いただける方

磯子区内の自治会町内会・地区連合町内会で会計を担当されている方。

5 お申込みについて

【申込方法】 申込書(別紙)をメール、FAX、郵送または地域振興課へ持参してください。
参加の可否については、5月末までにご連絡します。

【申込期限】 令和8年5月15日(金)

【ホームページ】

※申込書の様式は、以下ホームページからもダウンロードいただけます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html#BACBB



担当: 磯子区地域振興課 保月・遠藤

電話: 750-2391 Fax: 750-2534

E-mail: is-chishin@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会 会計講習会 申込書

1 お名前 _____

2 自治会町内会名 _____

3 ご連絡先（お電話番号） _____

ご連絡先（メールアドレス） _____

※講習会の参加可否については、5月末までにご連絡します。平日の日中に連絡のつく電話番号・メールアドレスを必ずご記入ください。

4 希望する講習会の日程

ご希望の日程を○で囲ってください。

申込人数によって、ご希望の日程に参加できない可能性がございます。ご了承ください。

第一希望 : 6月5日(金)・6月11日(木)・6月20日(土)・6月30日(火)

第二希望 : 6月5日(金)・6月11日(木)・6月20日(土)・6月30日(火)

申込書は、以下提出先にメール、FAX、郵送又は持参にてご提出ください。

申込期限：令和8年5月15日(金)

※参加の可否については、メール又は電話にて5月末までにご連絡します。

※申込書の様式は、以下ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html#BACBB



【申込書の提出先】

磯子区役所地域振興課 保月、遠藤
〒235-0016 磯子区磯子3-5-1
(磯子区役所6階61番窓口)
電話：750-2391 FAX：750-2534
E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

「磯子区自治会町内会会計システム」アドバイザー派遣の募集について【御案内】

1 事業の趣旨

「磯子区自治会町内会会計システム」に係るアドバイザー派遣の募集を実施します。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で会計をご担当されている方へ情報提供をお願いします。

3 アドバイザー派遣の概要

(1) 派遣期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 9 年 2 月 28 日（日）

(2) アドバイザー派遣内容

1 団体につき 1 回・2 時間まで。派遣後の 1 か月間は、フォローアップ期間として、電話、メール等で相談が可能です。自治会町内会または地区連合町内会が希望する場所（自治会館等）で実施します。募集团体は 5 団体（先着順）を予定しています。

(3) 募集期間

令和 8 年 4 月 17 日（金）～令和 9 年 1 月 29 日（金）

(4) アドバイザーについて

【インターネットふれあい亭】

磯子区内のボランティア団体です。本システム作成当初から、システムに係るサポートを行っています。磯子区自治会町内会会計講習会の講師や WEB 会議やスマートフォン講習会等を行っています。

4 申しただけの方

磯子区内の自治会町内会または地区連合町内会で会計を担当されている方

5 お申込みについて

【申込方法】申込書（別紙）をメール、FAX、郵送又は持参にて地域振興課へ提出してください。

【申込期限】令和 9 年 1 月 29 日（金）

【ホームページ】申込書の様式は、以下ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html#CC9DE



担当：磯子区地域振興課 保月・遠藤

電話：750-2391 Fax：750-2534

E-mail：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

会計システムアドバイザー 派遣申込書

1 お名前（連絡担当者名） _____

2 自治会町内会名 _____

3 ご連絡先（お電話番号） _____

ご連絡先（メールアドレス） _____

※平日の日中に連絡のつく電話番号・メールアドレスを必ずご記入ください。

4 派遣を希望する時期

【派遣期間：令和8年7月1日（水）～令和9年2月28日（日）】

例：○月上旬～中旬 など

5 アドバイザーに相談したいこと

上記の申込情報については、申込後にアドバイザーに提供いたします。

後日、アドバイザーから直接、担当者様にご連絡しますので、日程調整等を行っていただきますようお願いいたします。

申込書は、以下提出先にメール、FAX、郵送又は持参にてご提出ください。

申込期限：令和9年1月29日（金）

※申込が多数あった場合は、実施できない場合があります。

※申込書の様式は、以下ホームページからもダウンロードできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/koushukai.html#CC9DE



【申込書の提出先】

〒235-0016 磯子区磯子 3-5-1

磯子区地域振興課 保月・遠藤

（磯子区役所 6階 61番窓口）

電話：750-2391 FAX：750-2534

E-mail: is-chishin@city.yokohama.lg.jp

磯子区連合町内会長会資料
令和 8 年 4 月 17 日

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

磯子区長
磯子区社会福祉協議会会長

第 5 期磯子区地域福祉保健計画（スイッチ ON 磯子）冊子の完成について【情報提供】

1 趣旨

磯子区地域福祉保健計画（愛称：スイッチ ON 磯子）は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域をめざして、区民の皆さん、公的機関、関係団体などが協力して地域で支えあえる関係をつくるための計画です。

この度、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間を計画期間とする第 5 期磯子区地域福祉保健計画（スイッチ ON 磯子）が確定し、冊子が完成しました。策定にあたり、地域の皆様にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

今後とも、計画の推進にご協力いただきますよう、お願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 冊子配架・閲覧場所

(1) 磯子区ホームページ

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/5ki/daigoki.html



(2) 磯子区役所 4 階 42 番窓口、磯子区社会福祉協議会、区内地域ケアプラザ 等

<担当>

磯子区福祉保健課事業企画担当

TEL : 045-750-2442 FAX : 045-750-2547

メール : is-fukuhokeikaku@city.yokohama.lg.jp

磯子区社会福祉協議会

TEL : 045-751-0739 FAX : 045-751-8608

メール : info@isoshakyo.com

自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部磯子区地区委員会
委員長 本城 泰之

令和 8 年度日本赤十字社 会費募集および各種調査へのご協力について【協力依頼】

1 事業の趣旨

日本赤十字社会費募集および各種調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

- 【単位会長】○日赤会費募集へのご協力（1～4）
○日赤会費募集協力謝金等に関する振込口座調査（5）
○令和 9 年度日赤会費募集資材数調査（6）

3 説明

（1）運動期間

令和 8 年 5・6 月中が運動月間ですが、自治会町内会様でご調整いただき、12 月末までにご送金をお願いいたします。資材は、4 月中旬に発送します。

（2）募集の目安（参考額）

（自治会町内会ごとの金額）円

* 令和 7 年 1 2 月末現在の磯子区役所地域振興課届出の自治会・町内会加入世帯数 × 2 0 0 円

（3）振込先

払込先名義 日本赤十字社神奈川県支部横浜市磯子区地区
払込口座 ゆうちょ銀行 普通 口座番号 00240-3-145347
* 所定の払込取扱票をご利用下さい。

（4）お持ちいただく場合

日本赤十字社磯子区地区委員会（磯子区社会福祉協議会内）
磯子区磯子 3-1-4 1 磯子センター 5 階
TEL 7 5 1-0 7 3 9 FAX 7 5 1-8 6 0 8
（窓口開館日時）月～金 9:00～17:00

（5）日赤会費募集協力謝金等に関する振込口座調査について

振込口座に変更がある場合に「令和 8 年度 振込口座調査書」を同封の返信用封筒にて令和 8 年 6 月 30 日（火）までにご返送ください。

（6）令和 9 年度 日赤会費募集資材数調査について

資材数に変更がある場合は、「令和 9 年度 日赤会費募集資材数調査書」を QR コードでご回答、または FAX、または同封の返信用封筒にて令和 8 年 6 月 30 日（火）までにご返送ください。

*（3）（5）（6）は、資材に同封します。

担当：磯子区社会福祉協議会 右馬
電話：751-0739 Fax:751-8608
Email:info@isoshakyo.com

令和8年度横浜市交通安全運動実施計画

1 趣旨

令和7年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数 7,240 件(前年比-23 件)、負傷者数 8,140 人(前年比-181 人)で、ともに減少しましたが、交通事故死者数は 42 人(前年比+2)と増加し、依然として多くの尊い命が失われています。

令和8年も引き続き、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- こども及び高齢者の交通事故防止
- 歩行者及び自転車の交通事故防止
- 二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター
ルール まもる

4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の徹底及び自転車利用者の家族等が、自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用を促すことの周知徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 特定小型原動機付自転車やペダル付き電動バイクなどの小型モビリティに対する法令遵守の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止

5 年間運動

(1) 各季の運動 (※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。)

名称	実施期間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日~15日	別に実施要綱を定めます。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日	
夏の交通事故防止運動	7月11日~20日	
秋の全国交通安全運動	9月21日~30日	
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日	
年末の交通事故防止運動	12月11日~20日	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間	5月1日～31日	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 暴走族追放強化月間	6月1日～30日	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン	10月1日～31日	

(3) 年間を通じて実施する取組(各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア こどもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスケアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 飲酒運転根絶に向けた啓発の推進
- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(X等)、動画等を活用した啓発

6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名称	開催時期	内容等
交通安全功労者表彰式	令和8年 10月下旬(予定)	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総会	令和9年 2月(予定)	【協議事項】 ・令和8年度交通安全運動実施結果について ・令和9年度交通安全運動実施計画(案)について

◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシ等を作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト(交通安全 横浜市で検索)からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画(YouTube)も公開していますので是非ご覧ください。



(みんなのサイクルルールブック)



(啓発ポスター・チラシ)

◆交通安全動画



(小学生向け交通安全動画)



(ルールとまもるからのちょうせんじょう)

◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材(DVD)及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

受付方法 電話にて受け付けています。 ☎045(671)2323

対象 横浜市内の団体(保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等)

視聴覚教材(DVD)



パペット



自治会・町内会

○横浜市町内会連合会

○各区連合町内会

交通安全協会、団体等

○(一財)横浜市交通安全協会

○各地区交通安全協会

○横浜市交通安全母の会連合会

○各地区安全運転管理者会

女性・青少年団体

○横浜市女性団体連絡協議会

○横浜市青年団体連絡協議会

○横浜市青少年指導員連絡協議会

○横浜市スポーツ推進委員連絡協議会

○ボーイスカウト横浜市連合会

○ガールスカウト横浜市連絡協議会

○横浜海洋少年団

○横浜市健民少年団

○横浜市子ども会連絡協議会

自動車等関連団体

○神奈川県二輪車普及安全協会

○(一社)神奈川県指定自動車教習所協会

○(一社)神奈川県自動車会議所

○神奈川県タクシー協会

○(一社)神奈川県バス協会

○神奈川県トラック協会

○神奈川県自動車整備振興会

○神奈川県自動車販売店協会

○神奈川県軽自動車協会

○神奈川県自転車商協同組合

○横浜個人タクシー協同組合

○神奈川県個人タクシー協同組合

○日本自動車連盟神奈川支部

○赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川支部

商工関係

○横浜商工会議所

○(一社)横浜青年会議所

○横浜市商店街総連合会

司法、保護機関・団体

○神奈川県弁護士会

○横浜市人権擁護委員会

医師会等

○横浜市医師会

○横浜市病院協会

労働組合

○日本労働組合総連合会神奈川県連合会

○日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

教育関係機関・団体

○横浜市立高等学校長会

○横浜市立中学校長会

○横浜市立小学校長会

○横浜市私立中学高等学校長協会

○横浜市幼稚園協会

○横浜市PTA連絡協議会

○横浜市学校保健会

鉄道関係

○東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター

○東日本旅客鉄道(株)横浜駅

○東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部

○京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部

○相模鉄道(株)施設部

○横浜高速鉄道(株)運輸部

報道関係

○日本放送協会横浜放送局

○アール・エフ・ラジオ日本

○テレビ神奈川

○神奈川新聞社

○毎日新聞社横浜支局

○読売新聞社横浜支局

○朝日新聞社横浜総局

○産業経済新聞社横浜総局

○東京新聞横浜支局

○日本経済新聞社横浜支局

○共同通信社横浜支局

○時事通信社横浜総局

道路管理者

○国土交通省横浜国道事務所

○中日本高速道路(株)東京支社

○東日本高速道路(株)関東支社

○首都高速道路(株)神奈川局

その他関係団体

○(公財)横浜市老人クラブ連合会

○(福)横浜市社会福祉協議会

○横浜市民生委員児童委員協議会

○横浜ライオンズクラブ

官公庁

○関東運輸局神奈川運輸支局

○神奈川県

○神奈川県警察

○横浜市

(順不同)

横浜市交通安全対策協議会
(事務局)横浜市道路局道路政策推進課 電話045(671)2323



どこでもお出かけ 区役所 講座

どこでも「出前講座」を開催します！



役所の事業・制度が難しいと感じたり、身近な場所で話を聞きたいと思うことはありませんか。磯子区役所では、地域の皆さまの「もっと知りたい」にお答えするため、一定の業務について「出前講座」を開催します！

あんな質問やこんな質問について、

区役所職員が駆けつけて懇切丁寧にご説明いたします

※ 磯子区役所が実施する講座以外の場合など、職員以外の講師がお伺いすることもあります。



あんな質問、こんな相談 ※ 詳細は、裏面のメニュー表をご参照ください。

- 地域・生活 ● 福祉・健康・医療 ● ごみ・環境・衛生
- 子育て ● 防災 など

①裏面のメニューを参考に、必要とする講座を選び ②ご希望の日時や場所を決めて ③お電話又はご来庁にてお申し込みください

※ メニューにない講座でも、可能な限り対応します。何はともあれ、まずはご相談ください！
※ 事業によっては、日程や会場についてご希望に添えないことがあります。

磯子区役所



磯子区役所担当窓口 （※お申し込みは裏面の各所管課まで）

磯子区総合庁舎 （磯子区磯子 3-5-1）

総務課:6階 64番窓口
TEL:750-2312 FAX:750-2530

区政推進課:6階 65番窓口
TEL:750-2331 FAX:750-2533

地域振興課:6階 61番窓口
TEL:750-2391 FAX:750-2534

高齢・障害支援課:5階 51番窓口
TEL:750-2491 FAX:750-2540

子ども家庭支援課:5階 52番窓口
TEL:750-2529 FAX:750-2540

生活支援課:5階 53番窓口
TEL:750-2405 FAX:750-2542

福祉保健課:4階 41番窓口
TEL:750-2445 FAX:750-2547

生活衛生課:4階 43・44番窓口
TEL:750-2451 FAX:750-2548

保険年金課:2階 26・28・29番窓口
TEL:750-2425 FAX:750-2545

磯子土木事務所
（磯子区磯子 3-14-45）
TEL:761-0081 FAX:753-3267

令和8年度 どこでもお出かけ区役所講座メニュー表

ジャンル	講座名称	内容	所管課
地域・生活	① 交通安全について	安全な道路の歩き方や正しい自転車の乗り方など、交通ルールやマナーに関する講義や体験講習を行います	地域振興課 750-2396
	② 悪質商法被害未然防止講座	悪質商法の発生状況や具体例、対処方法についての講座です	地域振興課 750-2392
	③ 多文化共生講座	いそご多文化共生ラウンジが出張し、地域における多文化共生や国際交流についてお話しします	地域振興課 750-2395
	④ 土木事務所の仕事とボランティア講座	道路・下水道・公園の維持管理のことや、花壇づくりといったボランティア活動のことなど、みなさまが興味のあるテーマについてお話しします	土木事務所 761-0081
福祉・健康・医療	⑤ 健康づくり講座	生活習慣病予防、がん検診啓発、たばこ、食生活、口腔ケアに関する情報をお話しします	福祉保健課 750-2445
	⑥ 地域包括ケアシステムってなんだろう	地域包括ケアシステムや磯子区アクションプランについて説明します	高齢・障害支援課 750-2417
	⑦ 高齢者健康講座	高齢者のフレイル予防、認知症予防、食事やお口の健康など、高齢者の健康づくり、介護予防についてお話しします	高齢・障害支援課 750-2417
	⑧ 介護保険制度について	介護保険制度と介護保険認定の申請方法について説明します	高齢・障害支援課 750-2494
	⑨ セーフティネットについて知ろう	生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等、困った時に役立つセーフティネットについて、わかりやすく説明します	生活支援課 750-2405
	⑩ 国民健康保険・後期高齢者医療保険について	国民健康保険・後期高齢者医療保険についてわかりやすく説明します	保険年金課 750-2425・ 2428
ごみ・環境・衛生	⑪ ごみと資源物の分別説明会	ごみと資源物の分別についてわかりやすく説明します	地域振興課 750-2397
	⑫ 土壌混合法について	自然の力で生ごみを分解する、土壌混合法についてわかりやすく説明します	地域振興課 750-2397
	⑬ 食品ロス、プラスチック問題講座	SDGsにも関連する食品ロス、プラスチック問題についてお話しします	地域振興課 750-2397
	⑭ 脱炭素講座	YOKOHAMA GO GREEN 10Action（環境にやさしい10の行動）の紹介を行います GREEN x EXPO2027の最新情報についても、ご説明します	区政推進課 750-2331
	⑮ 衛生害虫講座	近年相談が増えている、ねずみ、ハチ、トコジラミについて、家庭でできる対策についてお話しします	生活衛生課 750-2452
	⑯ 食品衛生講座	食中毒予防などの食の安全に関するお話しや手洗い講座（実習）などを行います	生活衛生課 750-2451
子育て	⑰ 児童虐待防止のための出前講座	関係機関・支援者向け 児童虐待対応の基礎	こども家庭支援課 750-2529
	⑱ こどもとあそぼう	公立保育園のスタッフがグループ、サークル等に就学前のお子さんとの楽しい遊びを提案します	こども家庭支援課 （洋光台第二保育園 831-3959）
防災	⑲ 震災対策講座〈自助のすすめ〉	地震への備えとして、備蓄や感震ブレーカー、家具転倒防止による室内の安全対策など自助の取組を説明します	総務課 750-2312
	⑳ 震災対策講座〈共助のすすめ〉	地震への備えとして、避難行動や地域防災拠点の役割など共助の取組を説明します	総務課 750-2312
	㉑ 風水害対策講座〈マイタイムライン〉	風水害への備えとして、事前の備えに加え、地域特性や家族構成によって避難行動計画を決める「マイタイムライン」を説明します	総務課 750-2312
	㉒ やってみよう！防災講座	台風・大雨による浸水対策に有効な土のう作りや積み方、降雪時の効果的な融雪剤散布を実践形式で学ぶ講座です	土木事務所 761-0081



横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

眼科診療のご案内

**令和8年4月6日から、眼科の常勤医師による、
手術・入院を含む眼科診療を開始しました。**

**地域の眼科クリニックと連携し、地域に根差した
良質な医療の提供を目指します。**

診療内容

- ▶お一人お一人の体調や持病に合わせた、きめ細かな管理が必要な患者さんの眼科一般に対応します
- ▶入院が必要な患者さんの白内障治療を実施します
 - ・心疾患や高血圧など持病がある方
 - ・ご高齢の方、医療機関への通院が困難な方
 - ・独居など、ご家族のサポートが受けにくい方 など
- ▶脳神経や循環器分野専門医とも緊密な連携のもと、診療にあたります

診療予定表

	月	火	水	木	金
AM	外来 (初・再診)	手術	外来 (初・再診)	外来 (初・再診)	外来 (初・再診)
PM	予約検査	予約検査	予約検査	予約検査	予約検査



※かかりつけ医療機関からの紹介状をお持ちの方については、
保険外併用療養費(選定療養：7,700円(税込))のご負担は不要です。